

概要版

第3期度会町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度 ▶▶ 令和11年度



みんなで見守り育み、自然とともに
わたらいっ子



令和7年3月
度会町

1 計画策定の趣旨

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化が進行する中、児童虐待やひきこもり、地域社会のつながりの希薄化、自殺やいじめ、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題が浮き彫りとなっています。国では令和5年4月に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しました。度会町では、「第2期度会町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに関する取組を推進してきましたが、令和6年度で計画期間が満了となるため、「第3期度会町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもと保護者の支援をより一層促進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条の規定に基づく「こども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当します。また、「次世代育成支援対策推進法」第8条の規定に基づく「次世代育成支援対策行動計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条の規定に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を包含するものとします。

また、本計画は、国や三重県の子育て支援に関連する計画や、本町の最上位計画である「度会町総合計画」をはじめ、子どもとまちづくりに関する上位計画や関連計画との整合・連携を図るものとします。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

計画期間

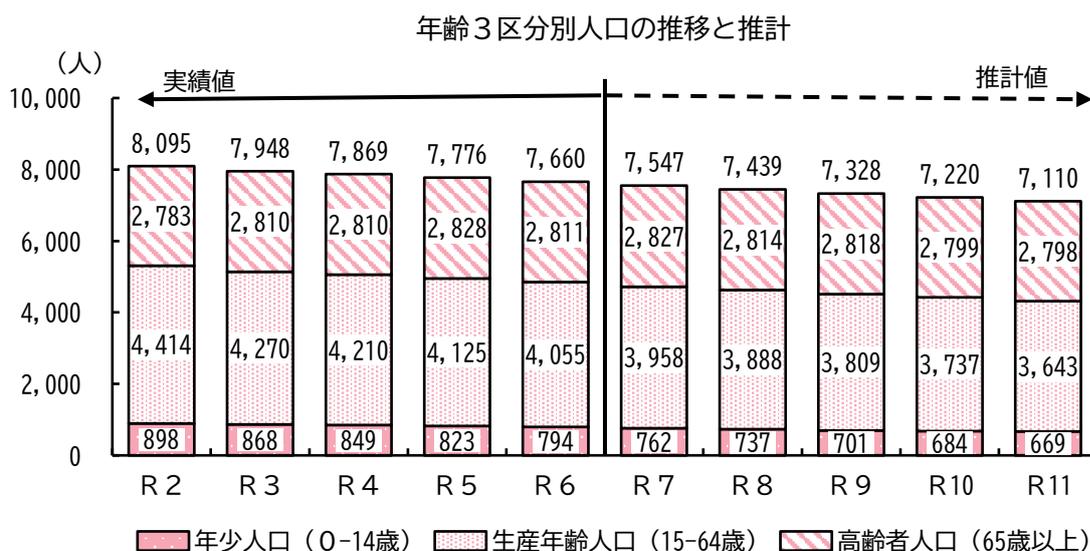
令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
第2期計画	第3期度会町子ども・子育て支援事業計画					次期計画

4 こども・若者を取り巻く状況

(1) 統計データからみる度会町の現状

① 総人口の推移と推計

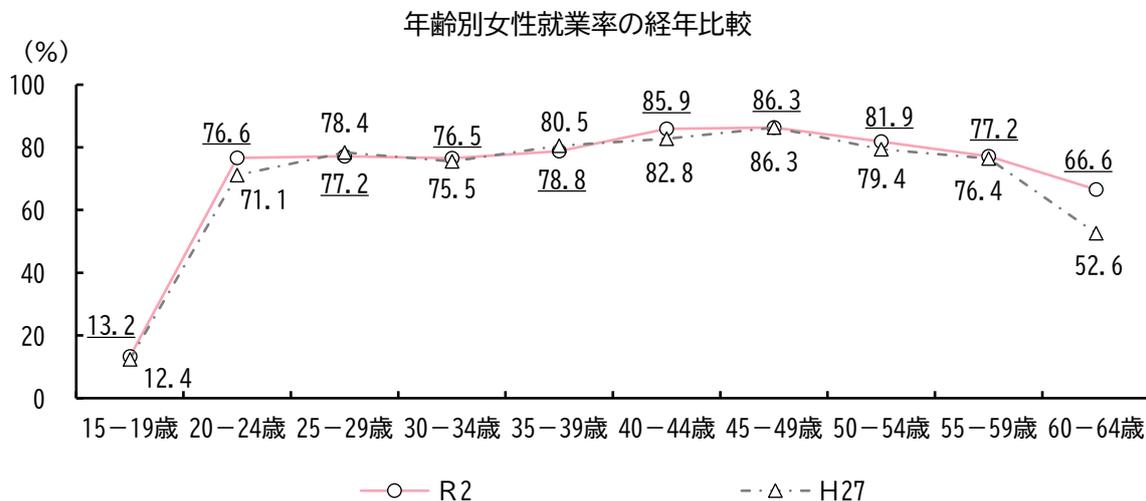
本町の総人口は減少傾向で推移しており、本計画最終年である令和11年時点では7,110人となる予想です。また、年齢3区分別人口割合については、年少人口と生産年齢人口が減少傾向で推移していくことが予測される一方で、高齢者人口は増加し続ける予測となっています。



資料：度会町住民基本台帳（各年4月1日時点）

② 就業の状況

夫婦のいる世帯のうち、共働き世帯については、近年は減少傾向で推移していますが、そのうちの子どものいる世帯は減少傾向にあります。また、本町における女性就業率をみると、30～34歳で就業率が若干低くなっていますが、令和2年時点の就業率はほとんどの年齢層において平成27年時点を上回っています。



資料：国勢調査

5 施策の方向性

基本目標1 誰ひとり取り残さない切れ目のない支援体制の確立

① あらゆる世代の子育て不安に対応できる体制の強化

主な取組

- ・ こども家庭センターを中心とした支援体制の充実
- ・ 子育てに関する情報提供および相談の充実



② 配慮を要する子どもへのサポートの充実

主な取組

- ・ 障がいに対する理解の促進
- ・ 子どもの発達支援ネットワーク事業

③ 児童虐待防止対策の充実

主な取組

- ・ 要保護児童等対策地域協議会
- ・ 児童虐待防止のための見守り支援

④ 経済的に困窮している世帯への支援の充実

主な取組

- ・ 各種手当
- ・ 就学援助制度



⑤ こども・若者の心身の健康やこころのケアの充実

主な取組

- ・ 教育相談
- ・ メンタルパートナー養成

基本目標2 生きる力を育む教育・保育の環境づくり

① 親子の健康を維持するための支援体制の強化

主な取組

- ・ 出産前・出産後の充実したサポート体制の確立
- ・ 健やかな成長のための支援の充実



② 多様な教育・保育サービスの充実

主な取組

- ・ 質の高い保育サービスの提供に向けた体制の充実
- ・ 利用者支援事業

③ 幼児教育・学校教育の質の向上

主な取組

- ・保育・幼児教育の充実
- ・地域と連携した教育環境づくり

④ 学童期・思春期の居場所づくり

主な取組

- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・放課後児童クラブ利用児童に対する開放

⑤ 青少年健全育成の推進

主な取組

- ・地域における青少年健全育成に向けた活動の促進
- ・悪質な情報からの子どもの保護



基本目標3 地域も一緒に子育てを支える仕組みづくり

① 保護者にも優しい子育て環境づくりの推進

主な取組

- ・ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の情報の提供及び相談
- ・産前産後休業、育児休業制度等の普及啓発



② 地域における子育て支援活動の促進

主な取組

- ・ネットワークの構築
- ・子育てボランティアの養成と支援

③ 地域全体で子どもを支える体制づくり

主な取組

- ・交流促進に向けた場の提供
- ・世代間交流の促進

④ 地域と連携した、安心安全の環境づくり

主な取組

- ・防災対策の推進
- ・防犯対策の推進



⑤ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

主な取組

- ・各種手当・助成の実施
- ・就学援助制度【再掲】

⑥ ひとり親家庭への支援

主な取組

- ・ひとり親家庭の経済的負担軽減

6 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※「量の見込み」とは、教育・保育事業（幼稚園や保育所）および地域子ども・子育て支援事業（一時預かりなど）の需要量（ニーズ量）を推計した値です。国の手引きを踏まえ、事業ごとに決まった単位で推計を行っており、その結果を以下に記載しています。

(1) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1号認定（主に幼稚園の利用希望）については、町内に提供体制がないため近隣他市町での利用が見込まれますが、保育ニーズの状況を踏まえて認定こども園の整備を検討します。また、3号認定（0歳）については、ニーズ量と実際の利用状況に差がみられることから、育休取得者等を考慮するため、国から示された値により調整を行った量の見込みを設定します。町内の保育所による、質の高い教育・保育サービスを提供します。

(単位：人／年)

		1号		2号		3号		
		3歳以上 教育希望		3歳以上保育が必要		保育が必要		
				教育希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み	6		0	115	8	18	30
	確保方策	町内	0	0	115	8	18	30
		町外	6					
令和8年度	量の見込み	5		0	106	8	17	30
	確保方策	町内	0	0	106	8	17	30
		町外	5					
令和9年度	量の見込み	5		0	107	8	17	28
	確保方策	町内	0	0	107	8	17	28
		町外	5					
令和10年度	量の見込み	5		0	110	8	16	28
	確保方策	町内	0	0	110	8	16	28
		町外	5					
令和11年度	量の見込み	5		0	108	7	16	26
	確保方策	町内	0	0	108	7	16	26
		町外	5					



(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 (箇所)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
	①基本型	0	0	0	0	0
	②特定型	0	0	0	0	0
	③こども家庭センター型	1	1	1	1	1
時間外保育事業 (人/年)	量の見込み	22	21	20	21	20
	確保方策	22	21	20	21	20
放課後児童健全育成事業 (人/年)	量の見込み	87	90	83	78	75
	低学年 計	64	66	64	55	52
	高学年 計	23	24	19	23	23
	確保方策	87	90	83	78	75
	低学年 計	64	66	64	55	52
	高学年 計	23	24	19	23	23
子育て短期支援事業	ショートステイ (人日/年)	量の見込み	15	15	15	15
		確保方策	15	15	15	15
	トワイライトステイ (人日/年)	量の見込み	0	0	0	0
		確保方策	0	0	0	0
乳児家庭全戸訪問事業 (人/年)	量の見込み	30	30	28	28	27
	確保方策	30	30	28	28	27
養育支援訪問事業 (人)	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業 (人日/年)	量の見込み	35	40	45	52	57
	確保方策	35	40	45	52	57
一時預かり事業 (人日/年)	量の見込み	0	144	144	144	144
	①幼稚園による一時預かり事業	0	0	0	0	0
		②上記以外	0	144	144	144
	確保方策	0	144	144	144	144
	①幼稚園による一時預かり事業	0	0	0	0	0
		②上記以外	0	144	144	144
病児保育事業 (人日/年)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
ファミリー・サポート・センター事業 (人日/年)	量の見込み	12	12	11	11	10
	確保方策	12	12	11	11	10
妊婦健康診査事業 (人/年)	量の見込み	30	30	28	28	27
	確保体制	三重県内の妊婦健康診査実施医療機関で受診可能。 母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。				

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
産後ケア事業	量の見込み	4	6	7	9	9
	宿泊型	2	2	3	3	3
	通所型	1	2	2	3	3
	訪問型	1	2	2	3	3
	確保方策	4	6	7	9	9
乳児等通園支援事業	〈必要受入時間数〉		118	113	110	107
	0歳		55	51	51	49
	1歳		49	49	46	46
	2歳		14	13	13	12
	〈必要定員数〉		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1

7 計画の進捗管理

本計画（Plan）の所期の達成を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「度会町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、それに対する意見を関係機関や団体などから得て、その後の取り組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行いながら、計画を推進します。

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、見込み量や確保方策の変更や事業の見直し等を実施する。

「幼児期の教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」の見込み量の設定やその他確保方策等を定める。

「幼児期の教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」の整備目標については、年に1回その実績を把握し、国や県の動向も踏まえながら、子ども・子育て支援事業計画の中間評価として分析・評価を行う。



計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

第3期度会町子ども・子育て支援事業計画（概要版） 令和7年3月

発行：度会町
編集：度会町保健こども課 こども・障がい係
〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1
TEL 0596-62-2413 FAX 0596-62-1138